

6 森林保業第 2 7 5 号
令和 7 年 1 月 8 日

道府県森林組合連合会 代表理事会長 様
東京都森林組合 代表理事組合長 様
大阪府森林組合 代表理事組合長 様
中はりま森林組合 代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター所長 馬場 敏郎
(法人印省略)

「令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害救助法の適用について」
にかかる森林保険事務の対応について

令和 6 年 12 月 28 日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、青森県は 10 市町村に対して、災害救助法を適用する決定がされました（別紙 1 参照）。

つきましては、青森県の 10 市町村に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び青森県の 10 市町村を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約について、下記のとおり対応することとします。

また、今後新たに本災害において災害救助法を適用する市区町村が追加された場合及び令和 7 年 3 月 31 日までに今回の災害とは異なる災害において災害救助法を適用する決定がされた場合も同様の対応とします。

なお、青森県の 10 市町村の近隣等に所在する市町村で、今回の大雪により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに個別に相談して下さい。

記

保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和 7 年 7 月 31 日までに申出（別紙 2 参照）があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込が行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

以上